

## 宮城県公報

発行

宮城県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

○生活保護法による医療機関の指定	（社会福祉課）	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（同）	一
○生活保護法による施術者の指定	（同）	二
○生活保護法に基づく指定施術者の変更の届出	（同）	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	（障害福祉課）	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	（同）	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	（同）	二
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	三
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	三
○道路の区域変更（二件）	（道路課）	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	四
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	（障害福祉課）	四
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	（同）	四
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	五
○社会教育主事資格認定証書の交付		五
○選挙管理委員会		五
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		五
○公安委員会		五
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施		五

## 告示

○宮城県告示第九百二十九号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	指定年月日
よろろつ内科	石巻市住吉町一丁目八・四十六	平成二十四年十二月一日
佐藤裕也眼科登米分院	登米市中田町石森字西細谷四百十一	平成二十四年十二月一日
仙台調剤薬局多賀城店	多賀城市高橋四・二十・四	平成二十四年十二月一日
ささき薬局	加美郡加美町字町屋敷二・十二	平成二十四年十二月一日
中川薬局利府店	宮城郡利府町青山二丁目一・十	平成二十四年十二月一日
クオール薬局米山店	登米市米山町字桜岡大又二・一	平成二十四年十二月一日

○宮城県告示第九百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	廃止年月日
かえて薬局	多賀城市下馬二丁目十・八	平成二十四年二月二十五日

よしろう内科  
石巻市住吉町一丁目八・四十六  
平成二十四年十月三十一日

○宮城県告示第九百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称） 佐々木 瞳 （はとば接骨院）	施術所の所在地 石巻市流留字浜田中樋四・一	指定年月日 平成二十四年十一月十二日
---------------------------------	--------------------------	-----------------------

○宮城県告示第九百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称・所在地	変更年月日
変更前 安倍 英人	安倍治療院 石巻市東中里一・三・七	平成二十四年十一月一日
変更後 ファミリア 石巻市中里二丁目一・三フォレスト 二〇八	ファミリア 石巻市中里二丁目一・三フォレスト 二〇八	

○宮城県告示第九百三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十四年十一月二十二日次の者を指定した。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
関 慎太郎	脳神経外科	医療法人社団赤石会	赤石病院
河原 正典	緩和ケア内科 疼痛緩和内科	医療法人社団爽秋会	岡部医院
清水 洋	神経内科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
佐藤 隆裕	緩和ケア内科 疼痛緩和内科	医療法人社団爽秋会	岡部医院
宮武 尚央	整形外科	医療法人 實樹会	仙塩利府病院
			宮城郡利府町青葉台二丁目二番百八号

○宮城県告示第九百三十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
石井 正	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
村田 幸生	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
岡部 健	緩和ケア内科 疼痛緩和内科	医療法人社団爽秋会	岡部医院
			名取市植松一丁目一番二十四号

○宮城県告示第九百三十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
		新	旧

石橋 清人	内科	医療法人啓仁会 石巻ロイヤル病 院	石巻市広瀬字焼 巻一番地	公立加美病院	加美郡色麻町四 電字町東二十六 番地
田中 庸二	整形外科 リハビリテ ーション科	コックソクリニ ック多賀城整形 外科	多賀城市高橋四 丁目二十番五号	大崎市民病院鹿 島台分院	大崎市鹿島台平 渡字東要害二十 番地

○宮城県告示第九百三十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 二頭

四 発生場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成二十四年十二月三日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第九百三十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年十二月五日

二 商号又は名称等

株式会社総建 後藤 雄幸	大崎市田尻北牧目字新 田十八、一	般、二十 第一万五千二 百五十七号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十四年 十一月六日
荒木 工務所 荒木 民男	大崎市古川洲尻字西田 五十七	般、二十 第一万五千二 百二十六号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十四年 十一月二日
有限会社小野寺 鐵工所 清毅	栗原市志波姫伊豆野城 内十二	般、十九 第八十二号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十四年 十一月五日
有限会社佐藤鉄 工 年彦	角田市岡字駅前北十三 、二十	般、二十三 第八千七百四 十五号	一部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業	平成二十四年 十一月七日
株式会社丸沖建 小松 繁雄	気仙沼市長崎二百、一	特、十九 第四千三百二 十八号	特定建設業 造園工事業	平成二十四年 十一月十二日
東京ネオン電気 株式会社 渡邊 康典	仙台市若林区連坊小路 百三十、二	般、二十一 第七千四百八 十七号	一部建設業 一般建設業 板金工事業	平成二十四年 十一月十三日
二ツ山建設株式 会社 勝男	石巻市三ツ股二丁目七 、五十七	般、特、二十九 第二千二百九 十三号	一部建設業 一般建設業	平成二十四年 十一月一日
商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 可番 号業	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類	受付年月日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙  
台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 奥松島松島公園線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城郡松島町磯崎字長田六四番七地先から 同町磯崎字長田六四番一地先まで		前	一五・七	三三・〇
		後	一六・〇	三三・〇

○宮城県告示第九百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 岩沼海浜緑地線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩沼市早股字新小林二番地先から 同市早股字北谷四番一地先まで		前	七・八	八三三・五
		後	二〇・八	八三三・五

○宮城県告示第九百四十号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 気仙沼都市計画道路
- 2 名称 三・四・五号朝日町赤岩港線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
村田透析クリニック	柴田郡村田町大字沼辺字小谷地三十番地	平成二十四年十一月一日
有限会社くるみ薬局	角田市角田字田町百二十三番地六	平成二十四年十一月一日
仙台調剤薬局多賀城店	多賀城市高橋四丁目二十番四号	平成二十四年十一月一日
あおしず調剤薬局	登米市南方町鴻ノ木百五十一番地一	平成二十四年十一月一日
ほなみ薬局	大崎市古川穂波六丁目三十番四十一号	平成二十四年十一月一日
こひつじ薬局	柴田郡柴田町槻木上町一丁目八十一番一 号	平成二十四年十一月一日

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
変更前 ネクサス薬局しおがま店	塩竈市本町七十八番一号
変更後 クオール薬局しおがま店	塩竈市本町三番十九号

変更前	ファンシー薬局	宮城郡利府町沢乙東一番十二号
変更後	トミザワ薬局利府店	宮城郡利府町沢乙東二番六号

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

多賀城市市川字秦社三十一番八、三十一番十、三十一番十一、三十二番、四十九番一及び五十番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡松島町桜渡戸字中島十四番地一  
社会福祉法人功寿会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

多賀城市東田中二丁目三百五十四番一、三百五十五番一及び四百十二番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市東田中二丁目二十四番二十号  
伊藤 浩

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十五号

社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十四年宮城県教育委員会規則第三号）第四条第一項の規定により、社会教育主事資格認定証書を次のとおり交付した。

平成二十四年十二月十四日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

認定番号	氏 名	認定年月日	交付年月日
三三五	熊谷 祐一	平成二十四年十二月六日	平成二十四年十二月六日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十一号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

栗原市清水地区コミュニティセンター

同 市築館高田二丁目八番二二号

栗原市築館農村環境改善センター

同 市築館薬師一丁目七番一号

栗原市栗駒総合体育館

同 市栗駒岩ヶ崎裏山二二番地

栗原市栗駒高齢者コミュニティセンター

同 市栗駒岩ヶ崎上小路一三六番地

泉沢活性化センター

同 市栗駒泉沢新山下一一七番地

町田活性化センター

同 市栗駒片子沢半道六〇番地一

栗原市瀬峰トレーニングセンター

同 市瀬峰大鏡山二四番地一六

栗原市瀬峰農村環境改善センター

同 市瀬峰大鏡山二四番地一六

栗原市鷺沢多目的研修センター

同 市鷺沢袋八坂六六番地

栗原市けやき会館

同 市金成中町七番地

栗原市志波姫保健センター兼志波姫農村環境改善センターの項を削る。

女川町総合体育館小体育室の項の次に次のように加える。

女川町民野球場応急仮設住宅集会所 同 郡同 町女川浜字大原一九〇番地

女川町江島開発総合センターの項を削る。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第182号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規

定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成24年12月14日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許（普通自動車免許を除く）に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成25年 1月23日から 平成25年 3月29日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許に係る技能検定員とする者で平成23年、24年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成24年12月14日（金）から平成25年 1月 8日（火）までの午前 8 時30分から午後 5 時15分未

で（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成24年12月14日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15

分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）